

綾瀬市あやぴいあやパト隊レポーター制度運用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市が市民との協働による健全な道路運営を目的に、市民が市の管理する道路の軽微な破損、ごみの放置等道路に関わる簡易な地域課題について携帯型情報端末等を用いて投稿する綾瀬市あやぴいあやパト隊レポーター制度（以下「レポーター制度」という。）の運用、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レポーター レポーター制度を利用する市民等をいう。
- (2) 携帯情報端末 スマートフォン、タブレット端末等の携帯型情報端末機器をいう。

(愛称)

第3条 レポーター制度の愛称は、あやパト隊とする。

(専用システム)

第4条 レポーター制度の運用及び管理は、この制度の実施のため専用で構築された綾瀬市あやぴいあやパト隊レポーターシステム（以下「専用システム」という。）を使用することとする。

(登録)

第5条 レポーター制度の利用をしようとする者は、専用システムにより、あらかじめインターネットを経由して、市に登録しなければならない。

(登録要件)

第6条 レポーターとして登録することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者（以下「市内在住」という。）
- (2) 市内に勤務している者（以下「市内在勤」という。）
- (3) 市内に通学している者（以下「市内在学」という。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

(登録事項)

第7条 レポーターとして登録する者は、専用システムにより、次に掲げる事項を市

長に届け出なければならない。ただし、第4号に掲げる事項については、届け出ないことができる。

- (1) 専用システム等で公開するニックネーム
 - (2) メールアドレス
 - (3) 市内在住、市内在勤又は市内在学の別
 - (4) 氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別
- (利用規約)

第8条 レポーター制度を適正に運用するため、レポーターは別に定める利用規約を遵守しなければならない。

(登録の変更及び解除)

第9条 レポーターは、第7条各号の登録内容に変更が生じたときは、専用システムにより、速やかに変更内容を市長に届け出なければならない。

2 レポーターは、登録の解除を希望するときは、専用システムにより解除の届出を行わなければならない。

(登録抹消)

第10条 市長は、レポーターのうち、次の各号のいずれかに該当する者については、当該レポーターの同意を得ずにレポーターとしての登録を抹消することができる。

- (1) 第6条各号に掲げる登録要件を満たさなくなった者
- (2) 連絡が不能になった者
- (3) 第8条の利用規約に対する違反が著しい者
- (4) 長期にわたりレポーターとしての投稿等の実績がない者
- (5) 制度の適正な運用に著しい支障があると市長が認めた者

2 市長は、前項第3号及び第5号の規定により市が登録を抹消した者に対し、再度の登録を拒むことができる。

(機能)

第11条 専用システムには、市の道路に関わる簡易な地域課題の投稿を受け付ける機能を備えることとする。

(地域課題の投稿)

第12条 レポーターは、市が管理する道路及び道路構造物の軽微な破損、道路上における自転車・ごみの放置等道路に関わる簡易な地域課題を発見したときは、携帯

情報端末等で現場を撮影し、市に投稿するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により投稿を受けたときは、その内容を検討し、対応可能なものについては速やかに改善を行う。
- 3 市長は、前2項の規定により、その地域課題に対応したときは、その対応状況、対応結果等を、専用システムによってレポーターに回答するものとする。

(公開)

第13条 第12条の規定によるレポーターからの投稿及び市の回答は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、専用システムにより公開する。

- (1) 個人に関するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの等不適切な内容のもの
 - (3) 法令の規定により公開できないもの
 - (4) レポーター制度の趣旨と異なるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が公開に適さないと判断したもの
- 2 前項各号に該当するか否かの判断にあたっては、別に定める公開基準に基づき審査するものとする。
 - 3 第1項の規定により専用システムへ公開する場合における公開の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 投稿したレポーターの登録情報（ニックネームに限る。）
 - (2) 投稿された文章
 - (3) 投稿された写真
 - (4) 投稿に対する市の回答及び対応の概要
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(運用体制)

第14条 レポーター制度の運用及び管理は、道路管理主管課が行うものとする。ただし、第12条の規定による投稿のうち、道路運営以外の投稿があったときは、その所管する課が対応するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 レポーター制度の実施に伴い、市が保有する個人情報については、綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号）その他関係法令等に基づき適切に管理するものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。